

## は じ め に

合計特殊出生率が5年連続で過去最低を更新し、1.25に低下するとともに、総人口が長期の人口減少過程に入ると予想され、人口の減少が深刻な問題となるなかで、総合的かつ実効性のある少子化対策を急ぎ講じる必要が叫ばれております。

こうしたなかで、平成17年4月「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、従業員300人以下の中小企業にも、一般事業主行動計画（以下「行動計画」という）を策定する努力義務が課され、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する雇用環境の整備が求められています。

しかし、中小企業においては、厳しい経営環境に加え、小規模性から生じる経営上の制約や負担増さらにはノウハウ不足から、また、行動計画に盛り込む内容についても大企業に比べ限界があることなどから、行動計画の策定が進まず、行動計画を策定・届出した企業はまだ少ないのが実状であります。

また、平成19年4月からは、行動計画を策定し目標を達成したことなど、一定の基準を満たした企業に対し、「子育てサポート企業」としての厚生労働大臣の認定が開始されることになっており、次世代育成支援に取り組む企業にとっては、企業イメージの向上や人材確保等に大きな効果が期待されております。

このため、本会では、厚生労働省より委託を受け、平成16年度に「中小企業のための行動計画策定マニュアル」を、また、平成17年度に「中小企業のための行動計画策定ハンドブック」を作成したのに続き、本年度においては、中小企業の行動計画の認定取得を支援するため、同省の委託を受けて、委員会を設置し、認定を受けるためのノウハウや先進企業の事例を収録した「子育てサポート中小企業応援マニュアル」を作成しました。本書を、行動計画を策定し、認定を受けようとする中小企業の多くの方々に活用していただければ幸甚に存じます。

最後に、本書の作成に当たり、示唆に富む貴重なご意見と多大な御協力をいただきました日本大学法学部教授谷田部光一氏をはじめ、委員会委員の方々に深く感謝申し上げます。

平成19年3月  
全国中小企業団体中央会